

五条川小学校区統合保育園建設事業運営手法の比較検討資料

岩倉市五条川小学校区統合保育園検討委員会 委員の皆様へ

仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて11月11日に予定しております第2回検討委員会にて、統合保育園及び児童発達支援事業所の複合施設について、運営面の検討を行うこととしております。

各保育園及びあゆみの家の保護者の皆様や保育士に実施したアンケートの集計については、現在、急ぎ進めているところですが、運営面に関する事項、特に運営の主体をどうするかについては非常に大きなテーマであり、委員の皆様には、事前に一定の共通の情報を認識していただきたく思いますので、事前に資料を送付いたします。

この資料は、保育園及び児童発達支援事業所の運営について一般的に言われている比較事項をまとめたものですので、参考にしてください。ただし、この資料を持って結論付けるものではなく、アンケートの意見も踏まえて検討委員会においてご意見を取りまとめていきますのでご注意ください。

また、できる範囲で構いませんので委員の皆様ご自身で個別の情報収集や施設利用の実感を踏まえて以下の点について一度お考えいただきますようお願いいたします。

○この資料以外での事例や岩倉市の特性

○どのような運営形態がふさわしいか

○そのように考えるのはなぜか

※この用紙について提出を求めるものではありません。

<運営手法検討の背景>

統合保育園の整備にあたり、持続可能な保育サービスを提供する観点から民間活力の活用も候補の一つとして今後の保育所運営を検討する。

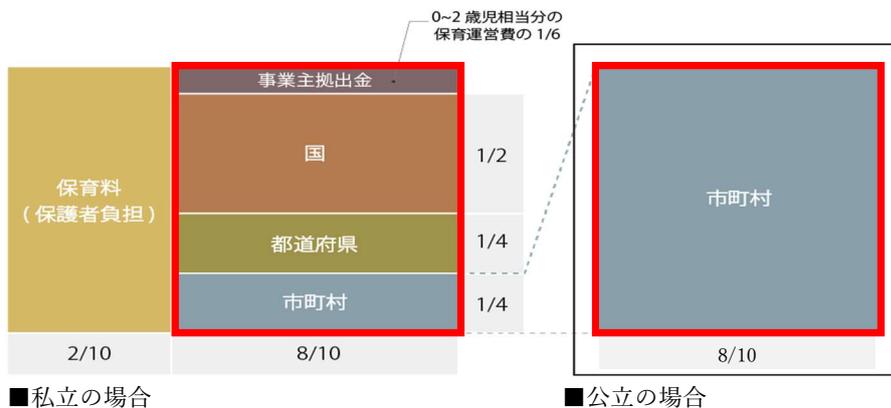
●民営化が加速的に進んでいる背景

全国の保育園の総数は2010年～2020年で約36%増加している一方、総数に占める公立園の割合は2010年に約46%であったものが2020年には約27%となっており※、その割合には大きな減少がみられる。園舎の統廃合や認定こども園に移行するなど要因はいくつか推察されるが、特に2015年の「子ども・子育て支援新制度」により、それまでは園の運営費の補助を国と県そして市町村で各々負担していたものを、公立園については市町村の負担のみとしたことが民営化を加速させていると考えられる。

留意事項：国の運営費補助分は、地方交付税措置によって考慮されるため、国の負担分が全て各市町村の負担となるわけでは無い。ただし、この交付税は、一般財源であり、保育に特化した費用としては公立園に対する国からの支援が無いといえる。

※厚生労働省「社会福祉施設等調査（平成22年度（2010年度）及び令和2年度（2020年度））」より集計した数値による。

図1) 保育に係る費用負担範囲のイメージ



○特別保育（延長保育／一時預かり等）についても私立は補助対象であるが公立は全額市の負担。

○園舎建設費についても同様に国と県の負担分はゼロとなる。

●運営手法を検討するにあたって

民営化を進めている自治体においても、地域内の他園を先導するリーディング施設として一部は公立園を残したり、少子化が著しく採算性が低いエリアのみ公立園を残したりするなど、地域内の状況に応じた手法がとられている。

つまり、公立園が引き続き存続する必要性が薄くなっているわけでは無く、むしろその存在意義を明確にすることが求められていると言える。

持続可能な保育サービス提供を見据えながら、統合保育園新設の目的と意義を明確にしたうえで運営手法を検討し、今後の統合保育園につなげる必要がある。

<運営手法の種類>

運営手法には「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」の大きく分けて3つの種類がある。このうち、民設民営は土地の提供（多くの場合は無償貸与）を自治体が行い、建設／運営は民間に移管する手法が一般的である。また、さらに細分化するとPFI^{※1}や指定管理^{※2}などの民間活用の手法もある。

●運営手法ごとの比較

運営手法の3つの種類とその主体者を一覧にまとめると以下のようになる。

図2) 運営手法の種類と主体者の違い

	保育所の 利用調整	保育料の 決定・徴収	園舎等の 建物	職員採用 ・運営等	運営費負担	施設整備費
公設公営	岩倉市	岩倉市	岩倉市 所有・賃貸	岩倉市	岩倉市 利用者 【※注】	岩倉市
公設民営				事業者		
民設民営			事業者 所有・賃貸	国・県・市 利用者	国・市 事業者	

※注：公設民営については「運営委託」「指定管理」などが考えられるが、一定期間で管理者が変わる手法は運営上の課題が残る。園舎建設後に運営を移管する手法も考えられ、その場合は運営費に国の補助を受けられる。

●運営手法ごとの特徴など

<公設公営>

- ・市が自ら建設／運営するため、これまでの岩倉市の保育を引き継ぎやすく、今後も保育方針や保育内容、また職員教育に市の方針が直接反映されたものになる。
- ・人事異動などで市が所管する関連部署との関係性が密接であり、同一組織内であるため連携も図りやすい。（例：支援児保育部門との連携など）
- ・建設費／運営費は全て市の負担となるため、将来にわたりコスト負担が必要となる。
- ・平均化／平準化という行政特有の価値観から、園ごとに個別の価値を見出すことよりも、保育指針に沿った一般的な保育内容（岩倉の保育）が維持される。

〈公設民営〉

- ・園舎建設までは市によって行われるため、市の方針が反映された園舎になる。
ただし、園舎建設については国の補助金を受けられない。
- ・運営を民間委託（あるいは指定管理）とする期限付きの委託契約は保育所運営（保育の継承）に課題が残る。また、その場合の運営主体はあくまで市であるため、国からの運営費補助を受けられない。
- ・運営を民間に移管する場合は国からの運営費補助を受けられる。
- ・運営を移管する場合、園舎は市の考え方で整備済のため、市が目指す保育のあり方や園舎活用の考え方に賛同する事業者の応募が必要となる。

〈民設民営〉

- ・園舎建設及び運営には国の補助金を受けられ、市はそれぞれに補助金を支払う立場となる。
- ・一般的に民間法人は利用者の満足度を上げる意識が高く、園ごとの特色を生かした民間ノウハウの活用が期待できる。
- ・建設／運営は移管先の法人が行うことになるため、その法人の保育方針により運営されることになる。市の保育方針も踏まえた運営をしてもらうために、法人公募にあたり市が求める保育方針などを明確にして提示することも考えられる。

〈保育園と児童発達支援事業所との複合化について〉

- ・園舎の設計を一括で行うことができ、コストの削減につながる。
- ・保育園と児童発達支援事業所をそれぞれ別の事業者とすることは、それぞれの事業の連携や協力体制、施設運営の効率性の点から現実的ではないため、同一の運営主体であることが望ましい。
- ・民間事業所は、それぞれの事業所で特徴的な療育を実施している。
- ・児童発達支援事業所については、通所給付として国庫補助 1/2、県補助 1/4、市負担 1/4 となっており、官民の区別はない。
- ・『あゆみの家』には、支援児を地域の児童発達支援事業所や関係機関とつなぐ役割のほか、事業所等の職員や支援者へのサポートも求められる。

用語解説

※1 PFI (Private Finance Initiative)

施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して民間事業者に委ねる手法で、民間の資金や経営能力及び技術的能力の積極的な活用により公共サービスの効果、効率を高めるために有効とされています。資金調達を民間事業者が行うため、行政は、施設建設時にかかる一時的かつ多大な費用負担を避けることができ、事業期間全体にわたって財政負担の平準化を図ることができるなどの特徴があります。また、民間事業者の専門的知識と技術が発揮されることにより、サービス向上とコスト削減の双方が達成されることも期待されます。

※2 指定管理

行政が設置した公の施設の管理・運営を民間事業者等に委ねるものです。この制度では、公の施設の設置目的を失うことなく、適切な管理を確保した上で、民間事業者やNPO等に施設の管理者として使用許可権限を与えることにより、多様化する市民ニーズに効率的、効果的に対応し、公の施設の管理に民間の能力等を活用しつつ市民サービスの向上と経費の削減等を図るものです。